

（総合数理学部）2024年度秋学期 特別試験について

やむを得ない理由で定期試験を欠席した者は、特別試験の受験を申請することができます。特別試験の受験を希望する者は、締切日時までに【特別試験受験願申請フォーム】から申請し、【欠席の事由を証明できる書類】を提出してください。学部の許可がおりた場合、後日特別試験を実施することがあります。

特別試験対象科目

最終授業時実施試験(1月10日(金)～1月21日(火))および定期試験期間中試験(1月24日(金)～1月30日(木))の試験時間割に掲載されている対面形式での試験を実施した科目のみ

※定期試験時間割：<https://www.meiji.ac.jp/koho/finalexams.html>

特別試験 対面試験実施予定日

2月19日(水) ※予備日：2月20日(木)

※科目によっては別日に実施する場合があります。

※特別試験開始時間20分前には到着するよう、予め時間に余裕をもって臨んでください。

特別試験申請方法

締切日時までに、【特別試験受験願申請フォーム】から申請し、【欠席の事由を証明できる書類】を提出してください。申請/提出の締切日時を過ぎた場合は特別試験の申請を受理しません。申請結果や特別試験実施方法等については、事務または科目担当教員よりOh-o! Meijiのお知らせにて通知します。Oh-o! Meijiのお知らせは随時確認し、必要に応じて予め転送設定等してください。なお、総合数理学部生のみ申請可能です。他学部生は所属学部事務室へお問い合わせください。

履修科目のクラスウェブを通して、科目担当教員から定期試験を欠席した者に対する指示が個別に出されている場合はそれに従ってください。特別試験ではなく科目内での個別対応となった場合は、特別試験を申請する必要はありません。

（１）特別試験受験願申請フォームから申請

申請フォーム	Oh-o! Meiji ポータルページの『グループ』タブ内 総合数理学部(1-4年生共通)グループ『アンケート』機能より申請
--------	---

（２）欠席事由を証明できる書類の提出

提出先	Oh-o! Meiji ポータルページの『グループ』タブ内 総合数理学部(1-4年生共通)グループ『提出物』機能よりデータ提出
-----	--

■欠席事由を証明できる書類の種類

以下の書類をデータ提出（PDF/JPG/PNG/GIF形式）してください。

電車遅延	遅延証明書（通学定期券区間に限る）
体調不良	診断書（欠席日当日の体調不良を証明できる内容） ※診断書に関しては、欠席日翌日以降に発行された書類は、原則として受け付けません。 ※「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合 大学へ報告をし、本学様式『「学校において予防すべき感染症」罹患・治癒証明書』（写し）を学部窓口へ提出する必要があります。手続きの詳細は 本学ホームページ を確認してください。 なお、『「学校において予防すべき感染症」罹患・治癒証明書』は診断書の代わりに特別試験申請時の証明書類としても使用可能です。その場合は、学部窓口への提出とは別に、特別試験用の【欠席事由を証明できる書類の提出先】からもデータ版を提出する必要があります。
忌引き	会葬礼状等（続柄記入および保証人の署名が必要）
その他	やむを得ない事由を証明する書類

■申請及び提出締切日時

【特別試験受験願申請フォーム】からの申請および【欠席の事由を証明できる書類】の提出締切日時は以下の通りです。[定期試験実施日によって締切日時が異なります。](#)

なお、定期試験実施日によって以下に定められた締切日時を過ぎてから申請もしくは提出された場合は、特別試験の申請は受理しません。

定期試験実施日		申請及び提出締切日時 (1) 特別試験受験願申請フォームからの申請 (2) 欠席の事由を証明できる書類の提出
最終授業時実施試験	2025年1月10日(金)	2025年1月14日(火)11時00分
	2025年1月11日(土)	2025年1月15日(水)11時00分
	2025年1月15日(水)	2025年1月18日(土)11時00分
	2025年1月16日(木)	2025年1月20日(月)11時00分
	2025年1月20日(月)	2025年1月24日(金)11時00分
	2025年1月21日(火)	2025年1月25日(土)11時00分
定期試験期間中試験	2025年1月24日(金)	2025年1月28日(火)11時00分
	2025年1月27日(月)	2025年1月31日(金)11時00分
	2025年1月28日(火)	2025年2月1日(土) 11時00分
	2025年1月29日(水)	2025年2月1日(土) 11時00分
	2025年1月30日(木)	2025年2月3日(月) 11時00分

■特別試験を欠席した場合について

いかなる理由であっても、特別試験を欠席した場合の追加の措置はありません。

以上